

平成30年第4回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 中 田 靖 人

1 開催日 平成30年12月12日（水曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第173号 市道の路線の廃止について

議案第174号 市道の路線の認定について

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	神山	昌則
副委員長	中田	靖人	委員	里村	誠悦
委員	軽米	智雅子	委員	秋村	光男
委員	山脇	智			

○欠席委員

委員 山崎 翔一

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川	覚	都市整備部参事	石郷	昭規
都市整備部長	大櫛	寛之	水道部参事	伊藤	三千雄
都市整備部理事長	井道	隆	浪岡事務所参事	小笠原	聡
水道部長	小鹿	継仁	都市政策課長	坂牛	裕
交通部長	多田	弘仁	水道部総務課長	一戸	隆雄
交通部理事	赤坂	寛	交通部管理課長	今	国弘
都市整備部次長	岡山	幸司	関係課長等		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柴田 聡 議事調査課主事 高木 渉

○**奈良岡隆委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

なお、山崎翔一委員が欠席となっております。

本日は、改選後初めての委員会でございますので、案件に入る前に、委員の自己紹介及び理事者の紹介をお願いしたいと思います。

～～中略～～

○**奈良岡隆委員長** 以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

議案第173号「市道の路線の廃止について」及び議案第174号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○**長井道隆都市整備部理事** 議案第173号市道の路線の廃止について及び議案第174号市道の路線の認定について御説明申し上げます。

初めに、路線の認定を行う目的について御説明申し上げます。

路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものでありまして、道路法の規定により、路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経ることとされております。

また、既に認定した路線につきまして、当該路線にかわるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することとされ、廃止の場合におきましても議会の議決を経ることとされております。

それでは、資料に基づきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第173号市道の路線の廃止についてであります。資料「議案第173号関係資料」の1ページをごらんください。

今回、廃止しようとする路線は9路線で、延長が2605.7メートル、面積が2万7340平方メートルとなっております。

これらの廃止の理由につきましても、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附、圃場整備、都市計画道路の整備や畑地帯総合整備に伴い、既存の路線の起終点の変更による延長の増減が生じたため、既存の認定路線を一旦廃止し、新路線として再認定しようとするものであります。

廃止理由の内訳であります。寄附によるものが2路線、その他として圃場整備などによるものが7路線となっております。

2ページ目以降は、廃止しようとする路線図を添付しており、廃止しよう

とする路線は黒字で、また、参考としまして、新たに認定する路線は赤字で表記しております。

それではその一部について具体的に御説明申し上げます。

まず、2ページの廃止路線図1をごらんください。

黒字表記のA67—4八重田4号線の地先の私道を寄附採納したため、これを一旦廃止し、新たに寄附採納した部分を含めて赤字表記のA67—93八重田93号線として再認定しようとするものであります。

また、同じく寄附採納した道路を、新たにA67—94八重田94号線、A67—95八重田95号線及びA67—96八重田96号線として認定しようとするものであります。

次に、3ページの廃止路線図2をごらんください。

黒字表記のI3—2金浜2号線の一部が県の圃場整備事業の事業区域に含まれているため——道路がなくなったため、これを一旦廃止し、事業区域外の部分を赤字表記のI3—8金浜8号線として再認定しようとするものであります。

次に、4ページの廃止路線図3をごらんください。

現在建設中の都市計画道路3・2・2号内環状線浜田工区につきまして、黒字表記のK0—12浜田線として平成26年度に認定したものであります。認定した延長が当該都市計画道路浜田工区の事業区間よりも短く、今回、これを合致させるよう整理するため、これを一旦廃止し、赤字表記のK0—13浜田線として再認定しようとするものであります。

あわせて、既に行われた工事により、黒字表記のK2—7浜田7号線及びK2—8浜田8号線が短くなりましたことから、これらを廃止し、赤字表記のK2—125浜田125号線及びK2—126浜田126号線としてそれぞれ再認定しようとするものであります。

また、黒字表記のK2—124浜田124号線につきましては、地先の私道を寄附採納したため、これを一旦廃止し、新たに寄附採納した部分を含めて赤字表記のK2—127浜田127号線として再認定しようとするものであります。

次に、議案第174号市道の路線の認定についてであります。資料「議案第174号関係資料」の1ページ及び2ページをごらんください。

今回、認定しようとする路線は34路線で、延長が4083メートル、面積が3万9030平方メートルとなっております。

これら34路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するもの、圃場整備、都市計画道路の整備や畑地帯総合整備に伴い、既存の路線の起終点の変更による延長の増減が生じたため、既存の路線を一旦廃止し、新路線として再認定しようとするものであります。

認定理由の内訳であります。寄附によるものが14路線、開発行為に伴う

帰属によるものが6路線、その他としまして圃場整備などによるものが14路線となっております。

3ページ以降は、認定しようとする路線図を添付しており、認定しようとする新路線を赤字で、また、参考として廃止しようとする路線を黒字で表記しております。

それではその一部について具体的に御説明申し上げます。

まず、5ページの認定路線図3をごらんください。

赤字表記のA67—97 八重田 97号線は、私道を寄附採納したため認定しようとするものであります。

次に、13ページの認定路線図11をごらんください。

赤字表記のK3—105 筒井 105号線は、開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたため認定しようとするものであります。

最後に、18ページの認定路線図16をごらんください。

赤字表記の4311 下石川平野 9号線、4312 下石川平野 10号線、4313 下石川平野 11号線、4314 下石川平野 12号線、4315 下石川平野 13号線及び4316 下石川平野 14号線は、県の畑地帯総合整備事業により建設された道路を市に移管し、認定しようとするものであります。

また、黒字表記の4046 前田山 6号線も、県の同事業において延長したため、これを一旦廃止し、赤字表記の4310 前田山 7号線として再認定しようとするものであります。

以上、議案第173号市道の路線の廃止について及び議案第174号市道の路線の認定について、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第173号について採決いたします。

議案第173号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第173号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第174号について採決いたします。

議案第 174 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 174 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)